

広島市東区選挙管理委員会告示第 8 号

令和 7 年 7 月 3 日

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)第 4 8 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏

期日前投票所 開設場所	所在地	期 間
広島市東区役所 3 階 第 4 ・ 第 5 会議室	広島市東区東蟹屋町 9 番 3 8 号	令和 7 年 7 月 4 日から 同年 7 月 1 9 日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁目 1 番 1 8 号	令和 7 年 7 月 4 日から 同年 7 月 1 9 日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9 番地先	令和 7 年 7 月 1 7 日から 同年 7 月 1 9 日まで 午前 1 0 時から午後 8 時まで